

汚染土壌運搬担当者講習会
受講の手引き
【現地開催（講師派遣）】
（土、日、祝日、早朝、夜間など）

平成29年 8月

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

お申込先・問合せ先

TEL：03-4355-0155

講習会事務局 碧海（オオミ）、小野

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

FAX：03-4355-0156

mail: seminar@sanpainet.or.jp

<http://www.sanpainet.or.jp/>

はじめに

土壌汚染対策の一つとして掘削除去が行われ、大量の汚染土壌が全国各地へ移動しています。汚染土壌の処理は、費用が高額で、健全土との区別がつきにくいことから、不適正な処理事例が判明しており、汚染の拡散による健康被害が懸念されています。

その解決策として、土壌汚染対策法が改正され平成 22 年 4 月に施行されました。改正の内容としては汚染土壌の適正な運搬及び処理を推進するために、運搬に関する基準、管理票の運用などが規定されました。

これらが適切に実施されない場合は当該汚染土壌の搬出者、運搬受託者、汚染土壌処理業者さらに運搬した個人「運搬担当者」に罰則が適用されることとなっています。

当財団は、環境省からの受託業務により平成 18 年度から搬出汚染土壌についての実態把握や適正処理推進に関する検討を行い、平成 21 年度には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン暫定版」、「管理票のしくみ」、その他汚染土壌を適正に運搬、処理するための普及啓発資料などについて検討しております。

その後、平成 22 年度、23 年度と引き続いてガイドラインの改定業務等を受託してまいりました。

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」により、運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することや事故等が発生した場合の対応についての方法などの知識を習得しておくことが重要とされております。

本講習は、汚染土壌の運搬に携わる方、汚染土壌の適正運搬・処理を推進する方に汚染土壌の運搬の視点から適正、安全に業務を遂行するために必要な知識を習得して頂くためのものとして開催しております。

使用するテキストは、土壌汚染対策法、運搬ガイドライン、リスクコミュニケーション、安全・衛生管理など幅広く知識を習得して頂くこととして必要な事項を判りやすく記載しており、汚染土壌運搬の必携の手引きとなっています。

より多くの方々が受講され汚染土壌の適正な運搬及び処理が推進されることを願っております。

平成 29 年 8 月

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 加藤 幸男

1. 講習の必要性

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」において汚染土壌の運搬に係る教育の必要性が次のとおり求められています。

『運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することや事故等が発生した場合の対応についての方法などの教育も重要である。

なお、これらの教育を行ったことを記録として残すとともに保存すべきである。』

2. 講習の目的

汚染土壌は、基準を超えた特定有害物質が含まれており取扱に注意が必要です。不適正な運搬が行われた場合には、運搬した個人はもとより汚染が拡散されて周辺住民への健康被害が心配されます。

土壌汚染対策法により、汚染土壌の運搬に関する基準、汚染土壌を運搬している旨の運搬車両への表示、管理票の運用等が規定され、これらが適切に実施されない場合は搬出者、運搬受託者、汚染土壌処理業者さらに運搬した個人「運搬担当者」に罰則が適用されることとなっています。

本講習は、汚染土壌の運搬の視点から、適正・安全に業務を遂行するために必要な知識を習得して頂くことを目的としています。

3. 講習の対象者

本講習の主な受講対象者はつぎのとおりです。

区 分	受講対象者
●汚染土壌の運搬に携わる方	・運搬会社経営者・安全管理者・運行管理者 ・車両の運転手 ・個人運搬事業主
●汚染土壌の適正運搬・処理を推進する方	・発注者 ・搬出者（対策工事関係者） ・汚染土壌処理業者

4. 講習課目

本講習で知識として習得して頂く課目はつぎのとおりです。

課 目	習得内容
●あなたが運ぶ汚染土壌とは	汚染土壌の健康への影響など、どのようなものを習得します。
●土壌汚染対策法の概要について	汚染土壌に係る法律の重要ポイント、罰則等を習得します。
●運搬基準について	法令で規定及びガイドラインに記載されている運搬方法、事故時の緊急対策等について習得します。
●管理票について	管理票（荷送り伝票）は運搬を終了したことを証する重要な書類となります。 管理票の記載事項、返送・保存等の運用方法、罰則等について習得します。
●適正・安全な運搬のための情報伝達	運搬に必要な汚染土壌の性状、取扱の注意事項等の情報が搬出者から適切に伝達される流れについて習得します。
●安全・衛生管理について	運搬時の携行器具、服装等の注意事項を習得します。
●修了チェック	修了時の試験です。

※ 習得度を確認するため講習の最後にテスト（○×式）を行います。

5. 講習時間

本講習の所要時間はつぎのとおりです。

●約60分（質疑を含む）

6. 開催

- 10名様程度以上で受講を希望される場合に、講師を派遣して現地にて講習を実施します。
- 開催日時は、事務局と調整願います。

7. 講習会場

- 本講習の会場（会議室等）は、申込者様で準備願います。

8. 受講費用

本講習の受講料はつぎのとおりです。

- ①講師旅費：旅費実費、
日当（東京から100km以上の場合のみ1日あたり4,000円）
- ②講習料：3,000円/人（消費税を含む）

【受講料に含まれるもの】

- ① 汚染土壌運搬担当者講習会 テキスト（受講者人数分）
- ② 運搬車両表示シール（車両の両サイド貼付け用）（受講者人数分）
- ③ ヘルメット用シール（受講者人数分）

【お支払方法】

- ①講習の申込（別紙1）により、見積書を送付します。
- ②講習終了後又は前に受講者名簿（別紙2）を提出願います
- ③講習修了後の受講者人数が確定した時点で請求書を送付します。

請求書にご案内の口座に受講料をお振り込み願います。

※振込手数料はご負担いただきますようお願い致します。

※金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

（領収書は発行いたしませんのでご了承願います。）

（お振込先）

三井住友銀行 東京公務部

店番 096

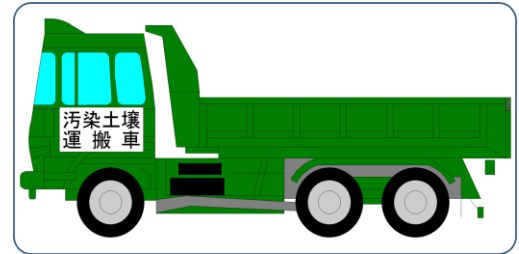
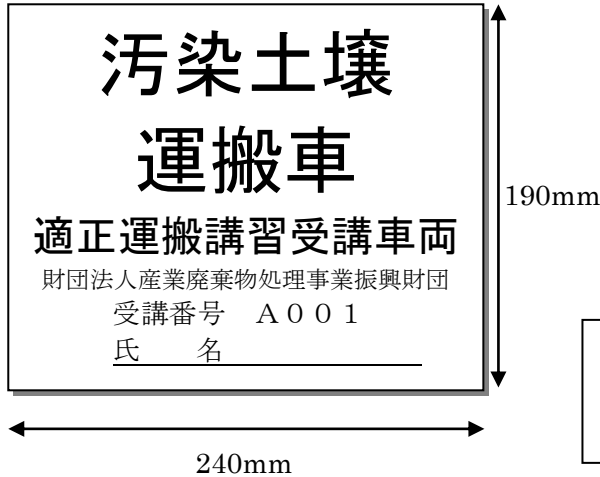
口座番号 普通預金 3013003

口座名義 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団

9. 修了者の特典

① 運搬車両表示シール

- 土壤汚染対策法（規則第 65 条第 4 号）により車両へ「汚染土壌運搬車」との表示が義務付けられています。
- 本講習の修了時に運搬車両への表示シールを配布します。ご活用ください。

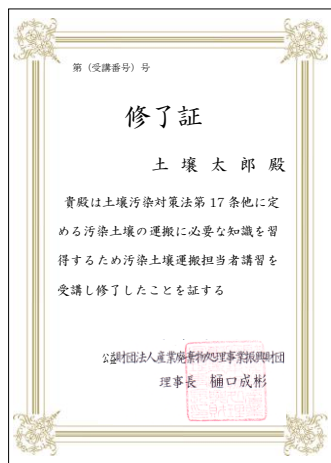


車両表示の例

(注) 汚染土壌を運搬するときのみ車輛に表示する場合は、取付け、取外しが簡単なマグネットシートを販売します。
金額：700 円 / 2 枚 1 組 (消費税込)

② 修了証

- 講習を修了された方に修了証を授与します。



③ ヘルメット用シール



ヘルメット用シールと表示の例



10. 修了者の公表

本講習の修了者をご希望に応じて当財団ホームページにて公開しております。

① 修了者情報公開の目的

本講習を受講頂いた各社は、汚染土壌を法に則して適正にかつ、従事される運転手への安全・健康面への配慮等々、日頃より積極的に取り組んでおられることと推察いたします。

本講習を受講された優良な運搬担当者の社会的活躍の場が広がるよう、修了者を社会へ広く周知し、こうしたことにより汚染土壌の適正・安全な運搬が一層推進されることを願っております。

② 公開情報項目

任意の項目を公開できます。

別紙 1

汚染土壌運搬担当者講習会 開催申込書（現地開催用）

会社名				
部署名				
会社住所	〒			
(ふりがな) 担当者				
電話番号				
FAX 番号				
e-mail				
開催希望 場所住所	〒			
開催希望場所 連絡担当者名				
開催希望場所 連絡先(電話)				
開催希望日時	第一希望	年 月 日() 時 分から	予定参加 人数	名
	第二希望	年 月 日() 時 分から	予定参加 人数	名
	第三希望	年 月 日() 時 分から	予定参加 人数	名
マグネット 購入希望	()セット希望 1セットは2枚組			
自由記入欄 (問い合わせなど)				

事務連絡欄	
	受付 No.

<p>送付先 FAX : 03-4355-0156 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 宛</p>
--

別紙 2

汚染土壌運搬担当者講習会 受講者一覧表

申込 企業	会社名		部署名	
	担当者名		受付 No.	
受 講 者	会社名・所属		(ふりがな) 氏 名	備考
事務連絡欄				

※ 受講者が多い場合は本紙をコピー願います
 ※ ご記入いただいた情報は本講習の目的以外での利用は致しません。